

藤井寺市教育委員会が管理する文化財関係の写真等の使用許可基準

(趣旨)

- 1 この基準は、藤井寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する写真及び写真の電子データ、図面等（以下「写真等」という。）の適正な使用を確保するとともに、写真等の使用を通じて世界遺産古市古墳群をはじめとした藤井寺市の文化財の普及啓発を推進するため、写真等の使用許可基準を定める。

(申請書の提出)

- 2 写真等の使用許可を受けようとする者は、事前に「写真等使用許可申請書」（様式第1号）を提出し、藤井寺市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の許可を受けなければならない。

(使用基準)

- 3 写真等の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、写真等の使用を許可しない。ただし、教育長が必要と認める場合はこの限りでない。
 - (1) 本市の業務に支障が生じるおそれがある場合
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合
 - (3) 営利を目的とする場合
 - (4) 政治活動及び宗教活動を目的とする場合
 - (5) 商標や意匠として使用されるおそれがある場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が不相当であると認めるとき

(写真等の返却又は抹消)

- 4 写真等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的で使用した後、速やかに写真等を返却しなければならない。電子データによって写真等の提供を受けたときは、速やかに写真等の電子データを消去するものとする。

(譲渡及び転用の禁止)

- 5 使用者は、写真等を他人に譲渡し、又は他人に使用させ、若しくは申請した目的以外に使用してはならない。

(複製の禁止)

- 6 使用者は、写真等を許可なく複製してはならない。

(費用)

- 7 写真等の使用料は無料とする。ただし、写真等の郵送に要する費用その他必要な費用は、使用者が負担しなければならない。

(写真等の損害)

- 8 使用者が写真等を紛失、汚損、毀損したときは、過失の有無にかかわら

ず、使用者が写真等の現状を回復する責任を負う。現状の回復が困難な場合には、使用者は誠意をもって教育長と協議の上、賠償を含めた補償を行う義務があるものとする。

(使用者の遵守事項)

- 9 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 著作権法その他関係法令を遵守し、法令上の問題が生じた場合には、すべて使用者がその責を負うこと。
 - (2) 陵墓及び陵墓参考地の写真等を使用する場合は宮内庁と協議し、必要な場合は宮内庁に使用の許可を得ること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長の指示に従うこと。

(著作権)

- 10 使用者は、発行物に「藤井寺市教育委員会提供」等の文字を明示し、著作権が藤井寺市教育委員会に帰属することを明記するものとする。

(発行物の提供)

- 11 使用者は、発行物を文化財保護課へ無償で1部提供するものとする。

(その他)

- 12 この基準に定めるもののほか、写真等の使用許可に必要な事項は教育長が定める。

附 則

この基準は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。